

J A香川県就農奨学金要領

(目的)

第1条 香川県内の農業従事者の高齢化が急速に進展する中、農業者の維持・増加を実現するには、新規就農者および経営継承者（以下、「新規就農者」という。）を増加させる必要がある。

新規就農や経営継承をするに当たっては、技能の習得や所得の確保等が課題となっており、香川県農業協同組合（以下、「J A香川県」という。）は、食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合として新規就農者を経済的に支援し地域農業の発展に寄与することとし、就農前の新規就農予定者に対する奨学金の給付、就農に関する相談体制の整備を行うことにより、新規就農予定者の就農に対する不安の解消や意欲を喚起し、就農後の定着を図り農業従事者の維持・増加を図る。

(対象者)

第2条 就農に向けて、専修学校（専門課程）、大学・大学院（学部は問わない）（以下、「教育機関」という。）に就学している新規就農予定者に対し就農奨学金（以下、「奨学金」という。）を給付する。

(奨学金給付基準等)

第3条 J A香川県は、前条の対象者および以下の要件を満たす者から給付対象者を選考し、奨学金を給付する。

- (1) 前条の就農とは、独立・自営就農のほか農業法人等への就職（以下、「雇用就農」という。）、親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）とする。
 - (2) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、香川県内で農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
 - (3) 就学計画（様式1）が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア. 就農に向けて必要な技能等を習得できる教育機関であるとJ A香川県が認めた教育機関に入学すること。
 - イ. 在学期間を通して就農に必要な技能や知識を学習すること。
 - ウ. 就学終了後に親元就農する場合にあっては、原則として以下の全ての要件を満たすこととする。
 - i 就農に当たって家族経営協定等により給付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること。
 - ii 将来的に当該農業経営の全部または一部を継承すること。ただし、当該農業経営が法人化されている場合は、親族との共同経営者となることを含む。
- 2 奨学金の額は、1人あたり年額60万円とする。また、給付期間は該当教育機関の就学年数とし、1人通算4年を上限とする。
- 3 奨学金は、J A香川県が認める教育機関に就学中に給付する。

(奨学金の停止)

第4条 J A香川県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止する。

- (1) 教育機関を途中で退学した場合。
- (2) 教育機関を途中で休学した場合。
- (3) 第7条第4号に規定する就学実施状況の確認等により、就農に向けた知識・技能等の習得状況が十分でないとJ A香川県が判断した場合（例：留年した場合、受講していない場合など）。
- (4) 第6条に規定する必要な申請・報告を行わなかった場合。または、虚偽の申請・報告を行った場合。

（奨学金の返還）

第5条 給付対象者は、第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなった場合ならびに次に掲げる事項に該当する場合は、給付を受けた奨学金の全部を返還しなければならない。

ただし、J A香川県に入組した場合または病気や災害等のやむを得ない事情としてJ A香川県が認めた場合は奨学金の一部または全部の返還を免除することができる。

- (1) 前条第1号、第3号、第4号のいずれかに該当した場合。
- (2) 就学終了後（退学後を含む。以下同じ。）1年内に、独立・自営就農、雇用就農または親元就農しなかった場合。
- (3) 独立・自営就農または雇用就農を5年間継続しない場合。

2 第1項に定める返還事由が生じた場合の返還方法については、原則として一括返還とする。

（給付対象者の手続き）

第6条 給付対象者は次のとおり申請・報告を行う。

(1) 就学計画の承認申請

奨学金の給付を受けようとする者は、就学計画（様式1）を作成し、別途定める募集要項の応募期間内にJ A香川県に承認申請を行う。

(2) 就学計画の変更申請

第1号の承認を受けた者が、承認を受けた就学計画（様式1）を変更しようとする場合は、速やかに変更申請書を提出し承認を受けなければならない。（就学期間の変更を要しない学習内容の追加や月毎の学習内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

(3) 納付申請

第1号の承認を受けた者は、就農奨学金給付申請書兼請求書（様式2）を作成し、J A香川県に奨学金の給付を申請する。給付の申請は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する奨学金の対象期間の最初の日から1ヶ月以内に行うものとする。

また、給付申請の対象期間が1年未満の場合には、申請の額は就学期間を月割にして算出するものとする。

(4) 就学状況報告

奨学金の給付を受けた者（以下「奨学金受給者」という。）は、就学状況報告書（様式3）に在学証明書と成績証明書を添付しJ A香川県に提出する。提出は1年ごとに行い、給付対象期間経過後、1ヶ月以内に行う。

また、奨学生受給者は、JA香川県からの求めに応じて隨時、面談および資料提出による就学状況報告を行うものとする。

(5) 給付の辞退

奨学生受給者は、就農計画の取り止め等の理由により奨学生の受給を辞退する場合はJA香川県に速やかに辞退届(様式4)を提出する。

(6) 給付の休止

ア. 奨学生受給者は、病気などのやむを得ない理由により就学を休止する場合はJA香川県に休止届(様式5)を提出する。

イ. アの休止届(様式5)を提出した奨学生受給者が就学を再開する場合は就学再開届(様式6)を提出する。

(7) 就学終了後の報告

ア. 就農状況報告

奨学生受給者は、就学終了後6年間、毎年10月末および4月末までにその直前の6か月間の就農状況報告書(様式7)をJA香川県に提出する。

なお、奨学生受給終了後、引き続き就学（以下「継続就学」という。）を行う場合は、継続就学計画(様式8)を作成し、第1号の手続きに準じて、JA香川県に申請する。継続就学は奨学生受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。ただし、継続就学期間中は奨学生を給付しない。

継続就学を行う場合、前条第1項第2号の就学終了後1年以内とは継続就学の終了後1年以内と読み替えることとする。また、継続就学の期間中は第4号の規定に準じて、JA香川県に就学の実施状況の報告を行わなければならない。

イ. 住所等変更報告

奨学生受給者は、給付期間内および給付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届(様式9)をJA香川県に提出する。

ウ. 就農報告

奨学生受給者は、就学終了後、独立・自営就農、雇用就農または親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告書(様式10)をJA香川県に提出する。

(8) 返還免除

奨学生受給者は、前条第1項のJA香川県に入組した場合または病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(様式11)をJA香川県に提出する。

(9) 申請窓口

奨学生の申請書・報告書等の提出は、JA香川県営農部営農振興課に対して行う。

(JA香川県の手続き)

第7条 JA香川県は次のとおり奨学生の給付にかかる手続きを行う。

(1) 就学計画の承認

JA香川県は、奨学生の給付を受けようとする者から就学計画(様式1)の承認申請があった場合には、就学計画(様式1)の内容について審査する。

審査の結果、第3条第1項の要件を満たし、奨学生を給付して就学の実施を支援する必要

があると認めた場合は、就学計画（様式1）を承認し、就学計画審査結果通知書（様式12）にて審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査は、書類審査および面接により行うものとする。

(2) 就学計画の変更の承認

J A香川県は、承認した就学計画（様式1）の内容について変更申請書の提出を受けた場合は、第1号の手続きに準じて書類審査を行い承認の可否を決定する。

(3) 奨学金の給付

奨学金の給付申請を受けたJ A香川県は、申請の内容が適当であると認めた場合は奨学金を給付する。奨学金の給付は半期ごとに行うこととし、就学計画（様式1）の承認後、奨学金受給者から就農奨学金給付申請書兼請求書（様式2）の提出を受けて給付を行うものとする。

(4) 就学実施状況の確認

J A香川県は、必要に応じて隨時または就学状況報告書（様式3）等の提出を受けて、以下の方法により就学計画（様式1）に即して必要な技能の習得ができているかどうか就学の実施状況を確認し、適切な指導を行う。

ア. 奨学金受給者への面談

- a. 技能の習得状況
- b. 就農に向けた準備状況

イ. 書類確認

- a. カリキュラム
- b. 在学証明書
- c. 成績証明書

(5) 継続就学計画の承認

継続就学計画（様式8）の提出を受けたJ A香川県は、第1号の手続きに準じて承認する。

(6) 就農状況の確認

J A香川県は、就農状況報告書（様式7）の提出を受けて奨学金受給者の就農状況を6年間、半年ごとに確認する。

(7) 給付の辞退・中止

J A香川県は、奨学金受給者から辞退届（様式4）の提出があった場合、または第4条第1号、第3号、第4号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を中止する。

(8) 給付の休止

ア. J A香川県は、奨学金受給者から休止届（様式5）の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、奨学金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は奨学金の給付を中止する。

イ. J A香川県は、奨学金受給者から就学再開届（様式6）の提出があり、適切に就学することができると認められる場合は奨学金の給付を再開する。

(9) 返還免除

J A香川県は、奨学金受給者から提出された返還免除申請書（様式11）の申請内容が第5条第1項のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は奨学金の返還を免除することが

できる。

(10) 事務局

奨学金の申請書・報告書等の受付、給付は、JA香川県営農部営農振興課が窓口となり行う。

(その他奨学金受給者に対する支援)

第8条 JA香川県は、次に掲げるとおり奨学金受給者の就農に関する相談体制を整備し、奨学金受給者の就農に対する不安の解消や意欲を喚起し、農業経営を支援する。

(1) 担い手サポートセンター

奨学金給付期間および就農後を通して、奨学金受給者に対し就農準備・農業経営・農業技術などに関する助言・提案を行う。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第9条 JA香川県は、奨学金の給付を受けようとする者(法定代理人および連帯保証人を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当する場合は、奨学金の給付を行わない。また、奨学金受給者を暴力団等反社会的勢力に該当すると判断した場合は、奨学金の給付を中止する。

(個人情報の取り扱い)

第10条 JA香川県は、奨学金受給者の募集および制度の運営に際して得た個人情報について、JA香川県の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき適切に管理し、本奨学金制度の運営のほか奨学金の応募者および受給者に対するJA香川県のサービスの提供のために利用する。

(改廃)

第11条 この要領の改廃は、JA香川県の理事長が決定する。ただし、簡易な様式の変更については担当常務理事が決定する。

附 則(制定 平成28年10月5日)

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則(改正 令和4年6月14日)

この要領は、令和4年6月14日から施行する。

附 則(改正 令和6年2月28日)

この要領は、令和6年2月28日から施行する。